

# 重度心身障がい者医療費の支給を受けられる方へ

(長寿(後期高齢者)医療制度加入の方)

重度心身障がい者医療費支給制度は、重度の障がいのある方が負担する医療費を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

## <助成の対象となる医療費について> ◎令和6年10月分以降の診察

所得区分	自己負担限度額	
	A 外来のみ(個人単位)	B 入院+外来(世帯単位)
年収約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔多数該当 140,100円〕	
年収約770～約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔多数該当 93,000円〕	
年収約370～約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔多数該当 44,400円〕	
一般Ⅱ	18,000円または 6,000円+(医療費*-30,000円) ×10%の低い方を適用 〔年間上限144,000円〕	57,600円 〔多数該当 44,400円〕
一般Ⅰ	18,000円 〔年間上限144,000円〕	57,600円 〔多数該当 44,400円〕
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

多数該当・・・過去12か月間にBの自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は多数該当の自己負担限度額が適用される。

※医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算。

## 1 医療保険の一部負担金等(保険診療分)のうち自己負担限度額まで

ただし、特定疾患、公費負担及び他からの補てん等により助成のある場合は、その金額を差し引いた額が助成の対象となります。

また、自己負担限度額を超えた金額については、後日、高額療養費として後期高齢者医療広域連合から支給されます。

## 2 療養費(補装具、保険証を忘れたことによる自費診療、医療保険適用のはり灸、あんま・マッサージ及び海外診療等) ※後期高齢者医療広域連合(新座市役所長寿はつらつ課)への手続終了後の申請になります。

一旦、医療費の10割分を支払い、後期高齢者医療広域連合に療養費の申請をしていただき、療養費決定額を差し引いた額(保険診療に対する一部負担金)が助成の対象となります。後期高齢者医療広域連合への手続終了後、重度心身障がい者医療費の申請の際は、以下の書類の添付が必要になります。

### <補装具が必要な場合>

- ①医師の証明書 ②領収書
- ③後期高齢者医療広域連合からの払戻金額のわかる書類(支給決定通知書の写し等)

### <保険証を忘れたことによる自費診療等>

- ①領収書 ②後期高齢者医療広域連合からの払戻金額のわかる書類(支給決定通知書の写し等)

## <助成の対象とならないもの>

### ・保険対象外(医療保険の効かないもの)

※保険対象外の例：保険外診療分(自費分)、健康診断料、予防接種代、薬の容器代、文書料、入院時の食事代や差額ベッド代、手数料、交通費、特定療養費など

### ・介護保険適用分



## <申請方法について>

「重度心身障がい者医療費支給申請書」は障がい者福祉課、各出張所にあります。また、ホームページからダウンロードもできます。新座市ホームページ <http://www.city.niiza.saitama.lg.jp/>

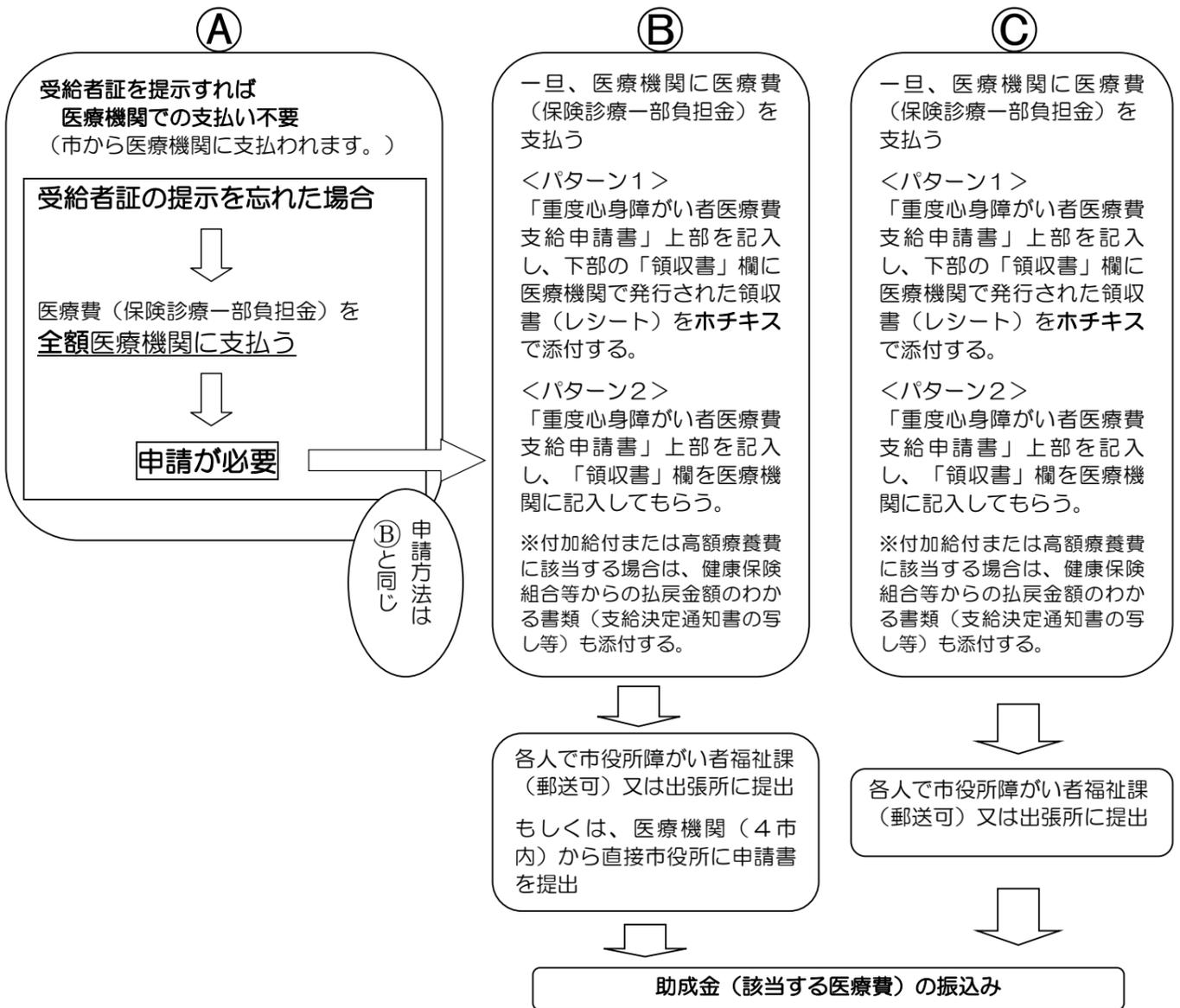
### 医療保険適用の診療(調剤薬局を含む)を受けたとき

医療機関窓口で保険証、重度心身障がい者医療費受給者証を提示する。

- ①埼玉県内の医療機関(施術は4市内)で、現物給付を実施している医療機関を受診したとき
- ②埼玉県内の医療機関(施術は4市内)で、現物給付を実施していない医療機関を受診したとき
- ③埼玉県外の医療機関(施術は4市外)を受診したとき

4市とは、新座市、朝霞市、志木市、和光市です。

保険適用外(差額ベット代、文書料、健康診断、予防接種、交通費等)及び介護保険適用分は支給対象外です。



※領収書は、受診者氏名・診療年月日・保険診療総点数もしくは保険診療の総額・一部負担金・医療機関名の記載があるものを添付してください。記載のない場合は、医療機関に記入してもらうようにしてください。

## 記入例

様式第5号の2（規則第5条関係）

後期高齢者医療制度加入者用

### 重度心身障がい者医療費支給申請書

受給者本人の住所、氏名、電話番号を記入してください。  
（やむを得ず代理で申請する場合は、代理の方）

〇〇年△△月××日

申請者 住所 新座市〇〇 △丁目 ×番 □号

氏名 新座 太郎

電話番号 048（〇〇〇）△△△△

条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

※領収書（受診者氏名・診療年月日・保険診療総点数もしくは保険診療の総額・一部負担金・医療機関名の記載のあるもの）をホチキスで添付してください。  
もしくは、医療機関等に証明を依頼してください。

外 来	年 月（ 日分）	保険診療一部負担金	円
受給者	氏 名	新座 太郎	生年月日 昭和 〇〇年 △月 ××日
	重度心身障がい者医療費受給者証番号	1 2 3 4 5 6	誤りが多いので確認して下さい

注1）助成金について  
注2）医療費控除について  
注3）高額療養費について  
注4）高額療養費の控除について  
注5）高額療養費の控除について  
注6）高額療養費の控除について  
注7）高額療養費の控除について  
注8）高額療養費の控除について  
注9）高額療養費の控除について  
注10）高額療養費の控除について  
注11）高額療養費の控除について  
注12）高額療養費の控除について  
注13）高額療養費の控除について  
注14）高額療養費の控除について  
注15）高額療養費の控除について  
注16）高額療養費の控除について  
注17）高額療養費の控除について  
注18）高額療養費の控除について  
注19）高額療養費の控除について  
注20）高額療養費の控除について  
注21）高額療養費の控除について  
注22）高額療養費の控除について  
注23）高額療養費の控除について  
注24）高額療養費の控除について  
注25）高額療養費の控除について  
注26）高額療養費の控除について  
注27）高額療養費の控除について  
注28）高額療養費の控除について  
注29）高額療養費の控除について  
注30）高額療養費の控除について  
注31）高額療養費の控除について  
注32）高額療養費の控除について  
注33）高額療養費の控除について  
注34）高額療養費の控除について  
注35）高額療養費の控除について  
注36）高額療養費の控除について  
注37）高額療養費の控除について  
注38）高額療養費の控除について  
注39）高額療養費の控除について  
注40）高額療養費の控除について  
注41）高額療養費の控除について  
注42）高額療養費の控除について  
注43）高額療養費の控除について  
注44）高額療養費の控除について  
注45）高額療養費の控除について  
注46）高額療養費の控除について  
注47）高額療養費の控除について  
注48）高額療養費の控除について  
注49）高額療養費の控除について  
注50）高額療養費の控除について  
注51）高額療養費の控除について  
注52）高額療養費の控除について  
注53）高額療養費の控除について  
注54）高額療養費の控除について  
注55）高額療養費の控除について  
注56）高額療養費の控除について  
注57）高額療養費の控除について  
注58）高額療養費の控除について  
注59）高額療養費の控除について  
注60）高額療養費の控除について  
注61）高額療養費の控除について  
注62）高額療養費の控除について  
注63）高額療養費の控除について  
注64）高額療養費の控除について  
注65）高額療養費の控除について  
注66）高額療養費の控除について  
注67）高額療養費の控除について  
注68）高額療養費の控除について  
注69）高額療養費の控除について  
注70）高額療養費の控除について  
注71）高額療養費の控除について  
注72）高額療養費の控除について  
注73）高額療養費の控除について  
注74）高額療養費の控除について  
注75）高額療養費の控除について  
注76）高額療養費の控除について  
注77）高額療養費の控除について  
注78）高額療養費の控除について  
注79）高額療養費の控除について  
注80）高額療養費の控除について  
注81）高額療養費の控除について  
注82）高額療養費の控除について  
注83）高額療養費の控除について  
注84）高額療養費の控除について  
注85）高額療養費の控除について  
注86）高額療養費の控除について  
注87）高額療養費の控除について  
注88）高額療養費の控除について  
注89）高額療養費の控除について  
注90）高額療養費の控除について  
注91）高額療養費の控除について  
注92）高額療養費の控除について  
注93）高額療養費の控除について  
注94）高額療養費の控除について  
注95）高額療養費の控除について  
注96）高額療養費の控除について  
注97）高額療養費の控除について  
注98）高額療養費の控除について  
注99）高額療養費の控除について  
注100）高額療養費の控除について

- 申請書は分けて提出してください。☆診療月別 ☆医療機関別 ☆医科・歯科別 ☆入院・通院別  
〈例〉4月「××調剤薬局」、4月「△△歯科」、4月「〇〇病院（入院）」、4月「〇〇病院（通院）」  
5月「××調剤薬局」、5月「△△歯科」、5月「〇〇病院（通院）」  
このように受診した場合は、計7枚の申請書が必要になります
- 毎月15日締め切り、翌月15日払いです。  
ただし、診療月と同じ月に申請した場合は翌月締め切り分となります。
- 高額療養費を控除した自己負担限度額までの医療費が支給対象です。
- 医療保険適用外及び介護保険適用分は支給対象外です。
- 振込前に決定通知を送付します。

## ＜助成金の支払について＞

- 「重度心身障がい者医療費支給申請書」の締め切りは毎月（診療月の翌月）15日です。  
（障がい者福祉課必着の日にちとなりますので、出張所への提出や郵送での提出の場合は余裕を持って提出してください。締め切りに遅れた場合は、翌月15日締め切り分とさせていただきます。）
- 締切日の翌月15日に指定の金融機関に振込になります。
- 「重度心身障がい者医療費支給申請書」の申請期限は、医療機関等に医療費を支払った日の翌日から5年間です。  
〈例〉令和元年9月30日に受診、同日に医療費を支払ったものの申請は、令和6年9月30日まで。
- 支払が翌月にならない場合があります  
診療月と同じ月に申請書を提出した場合  
〈例〉9月1日診療分の申請書を9月12日に提出しても、10月15日締め切り分として扱われ、振込は11月になります。



## ＜留意事項＞

- 受給資格を喪失したときは、必ず受給者証を返還してください。
  - 次の場合は必ず届け出てください
    - 住所、氏名に変更があったとき
    - 加入医療保険等に変更があったとき（記号・番号のみの変更や生活保護を受けるようになったときも）
    - 振込口座を変更したいとき
- ※健康保険の変更の届出がないと医療費の支給ができません。

各種届出書は新座市役所障がい者福祉課窓口にあります。  
※「重度心身障がい者医療費支給申請書」に記載しただけでは変更の届出にはなりませんのでご注意ください。

問合せ 新座市役所 障がい者福祉課 給付係（本庁舎1階）  
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号  
電話 048-424-8180  
新座市ホームページ <http://www.city.niiza.saitama.lg.jp/>